

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する空気調和機の部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の空気調和機は、クボタ空調株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）